

監査報告書の透明化、監査部会で議論へ——企業会計審議会総会

去る9月8日、企業会計審議会（会長…平松一夫・関西学院大学名誉教授）は、総会を開催した。

会計・監査をめぐる動向

最近の活動・取り組みの内容について、事務局、公益財団法人財務会計基準機構、企業会計基準委員会から報告が行われた。テーマは大きく、会計基準の品質向上（日本基準の開発、国際的な意見発信）、国際的な会計人材の育成、会計監査に対する信頼性向上など。

このうち、会計監査に対する信頼性向上については、2016年3月の「会計監査の在り方に関する懇談会」提言を受け、本年6月には「監査報告書の透明化」について、7月には「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」が公表されている。

前者の取りまとめでは、国際監査・保証基準審議会（IAASB）や米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）の状況も踏まえ、監査報告書へのKAM（監査上の主要な事項）に関する情報の記載が取り上げられている。また、実務上の課題を抽出

し、今後の検討の参考にするため、日本公認会計士協会が、大手監査法人や監査先企業、その監査役等と連携し、KAMを試行的に作成することとされている。

委員からは、KAMの導入や、国際的な会計人材の育成という点について意見が相次いだ。特に前者については、「KAMの導入は監査業務の透明性向上につながる」、「監査のプロセスを開示することになれば、企業も監

権利確定条件付き有償新株予約権の取扱い案へのコメント対応、始まる

会計

去る9月7日、企業会計基準委員会は第107回実務対応専門委員会を開催した。

今回は本年5月に公表された実務対応報告公開草案52号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」（以下、「本公開草案」という）等について、寄せられたコメントへの対応が検討された（今回は質問1

査により協力するようになるのでは」などの意見が聞かれる一方、「海外で導入されているから、というだけでは不十分」、「海外とは、環境も企業の機関連設計も異なる。日本に合わせた整理が必要」などの意見も聞かれた。

企業会計審議会の今後の運営

本年2月の委員交代により、部会の部会長が空席となっていたため、会計部会の部会長は平松会長が兼任し、監査部会の部会長は伊豫田隆俊委員（甲南大学共通教育センター教授）が務めることとされた。

そのうえで、「監査報告書の透明化」について、今後監査部会で議論を進めることとされた。

と質問2のみ）。

主な審議事項は、次のとおり。

質問1（ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問）

質問1に同意しないコメントの主な理由は次のとおり。

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の付与について報酬性はない。

今月の税務

日 付	項 目	備考・コメント
10月10日(火)まで	① 源泉所得税・特別徴収住民税の納付(平成29年9月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
10月31日(火)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(平成29年8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人事業所税・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長(平成29年7月期) 2カ月延長(平成29年6月期) ④ 消費税確定申告(1カ月ごと)(8月期) ⑤ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2、5、8、11月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(8月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2、5、11月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

- (2) ストック・オプション会計基準における報酬の概念が整理されていない。
- (3) 本公開草案17項に記載されている理由が合理的でない。
- (4) 本公開草案18項の記載が合理的でない。
- (5) 勤務条件がない有償新株予約権に報酬性はない(勤務条件はないが、業績条件はある有償新株予約権に関する本公開草案の提案に反対)。

このうち(1)について事務局は、本公開草案に記載のとおり、企業は追加的なサービスの提供を期待して当該新株予約権を付与しているものと考えられることから、報酬としての性格もあわせ持つなどといった考え方をあらためて示し、報酬性に関するその他のコメントに対しても本公開草案をおおむね修正しない方向としている。

一方でたとえば(3)について、本公開草案17項(1)は企業が従業員等に対して勤務条件および業績条件のある有償新株予約権を付与する場合に報酬としての性格を有する理由の1つだが、同項(1)中の「その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば」という表現を、コメントを踏まえ、「特徴」が14項(3)以外を指す意図であることを明らかにする

修文を提案した。

質問2(会計処理に関する質問)

コメントが寄せられた明確にすべきとの会計処理を整理すると、次のとおり。

- ① 新株予約権として計上した払込金額が、権利不確定により失効する場合の会計処理
- ② 業績条件のみが付されている場合の「権利確定日」の判定
- ③ 失効の見積算の算定方法
- ④ 未公開企業における取扱いは、権利確定条件に強制行使条項が含まれている場合の権利確定条件付き有償新株予約権の取扱

このうち②について事務局は、本実務対応報告に定めのないその他の会計処理は、ストック・オプション会計基準等の定めに従う(本公開草案8項)こととされているため、「権利確定日」の取扱いは示しているストック・オプション適用指針17項、50、57項を用いたコメント対応案を示した。また、⑤については、本公開草案が現在行われている典型的な取引を対象としているため、対応しない方向が示されたが、専門委員会からは「コメントが複数寄せられているため、明確にすべきでは」との意見があった。

実務では、2、3分という限られた時間内で、重要なことを説明しなければならぬことがあ

る。このとき、相手が会計に詳しくなければ専門用語ではなく、一般用語で簡潔に説明することが求められる。このような対応は、話し手がその事柄の本質を理解していないと相当難しい。

会計ルールの本質を理解するには、それが設定された背景や趣旨を含めて理解しなければならぬ。なぜ、そのようなルールとなったのかを日頃から考えることが大切だ。

会計処理を質問され、「会計基準ではこのようになっています」と答えた人に、「では条件がこのように変わったらどうなるの?」と聞くこと返事につまることしたがたびあるようだ。私の若い頃を思い出すが、これは会社側・監査人側双方からよく聞くコメントである。

限られた時間内に効率的に結論を出すには、会計ルールや監査マニュアルを知ること、ネット検索などを利用して素早く調べることはとても重要だ。ただ年次が上がるにつれ会社の責任者と協議する立場になると、単なる知識だけではなく、「なぜ?」という問いに対して納得感のある回答ができるかがより大切な能力の1つになる。答えが書いてある

場所を探す力ではなく、答えを考え出す力が大切なのだ。

そういう私も「なぜ?」の問いに適切に対応ができないことが多々ある。ただ、これまで私が受けた指導や、私の周囲にいる達人(本質を見極めている人)から得たことを参考に、本質を理解し、それをわかりやすく説明するために私が心がけていることを3つほど紹介したい。

1つ目は「要は……ということ」と言ってみること。多少、正確



明したりする。このような説明を聞くと「なるほど」と腹落ちするものである。

2つ目は、できるだけ数値を使った設例で考えてみる。このとき1つの設例に多くの論点を詰め込まず、数字や前提条件はできるだけ簡素化し、核となる論点を明らかにする。意外にわかったようでわかっていないことが明らかになるし、自分の知識も定着することになる。

3つ目は、意見交換をすること。自分1人では行き詰まることも、意見交換を通して気づきやヒントが得られ、それまでの自分の殻から抜け出すことができる。不思議なことに、ホワイトボードを使いながら人に説明をしているうちに自分の理解が深まり、よりよい表現が浮かぶこともある。

性を欠いても簡潔に、そして一般用語で言うことが大切だ。この作業は、時間はかかるが本質を考えるうえでは欠かせない。考え方のポイントや理由を3つ程度挙げられたら、より説得力が増すであろう。そこには、だいたいキーワードがあるものだ。本質を常に考えている周囲の達人は、話がいつも簡潔明瞭だ。難しい事柄を身近な例えに置き換えたり、ある体系のなかで共通する考え方や類似の事例を説

(会計・監査リサーチセンター)

キャッシュ・フロー計算書の3論点について審議

—ASBJ、ASAF対応専門委

去る9月6日、企業会計基準委員会は第58回ASAF対応専門委員会を開催した。

今回は、9月28日にロンドンで開催される予定のASAF会議への対応などの検討が行われた。主な内容は以下のとおり。

基本財務諸表プロジェクトの範囲の再確認

IASBでは、キャッシュ・フロー計算書についての議論の範囲を、3点に限定することが暫定的に合意されており、事務局はそれぞれの論点について、次のような発言案を示した。

- ① キャッシュ・フロー計算書における利息および配当の分類について選択肢の削除
↓賛成だが、概念フレームワークで否定されている画一性の弊害が生じる可能性がある。原則的な分類を定めたうえで、他のセクションのほうが目的適合性が高いと考えられる場合には他のセクションに分類することを選択可能にし、その理由を説明することを要求すべき。
- ② キャッシュ・フロー計算書の営業セクションと財務業績

計算書の営業セクションの整合

↓営業利益が定義されることを前提に、賛成である。

③ 間接法によるキャッシュ・フロー調整の出発点の統一

↓賛成だが、統一的な調整の出発点を現行の純損益以外のもの(営業利益やEBIT)とする場合には②とあわせて検討する必要がある。

XRFBの調査結果の概要

XRFB(ニュージーランド外

IFRS13号の適用後レビューへのコメント等、検討—ASBJ

去る9月8日、企業会計基準委員会は第368回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

IASB情報要請へのコメント

これまでの議論を踏まえ、IASB情報要請「適用後レビューIFRS第13号「公正価値測定」」へのコメント・レター案について検討が行われた。今回のコメント・レターは、

部報告審議会)が2017年7月に公表した、APM(企業の財務諸表で報告される業績指標以外の業績指標)等について行ったアンケートの結果「代替的業績指標…それらは利用者のニーズを満たしているか?」の概要が示された。XRFBはAPMについて注意しなければならぬ点もあるが有用な指標であるなどと考察している。

これに対して、事務局は、APMの有用性については理解しているものの、アンケートの回答者は個人投資家が多いなどの理由から、本調査結果から何らかの決定的な結論を導くことは尚早であると考えている。

経理用語の豆知識

国境を越える電子商取引と消費税



電子商取引に関する消費税については、電気通信利用役務に該当する電子商取引を役務提供取引と規定し、内外判定基準として従来の役務提供者の所在場所を役務提供の場所とするものに代えて、役務提供者の所在場所を役務提供の場所とする仕向地課税原則を採用している。課税対象は、①国内において事業者が行った資産の譲渡等および②特定仕入ならびに③保税地域から引き取られる外国貨物の引取りとなっている。

資産の譲渡等の内外判定は、①資産の譲渡または貸付けである場合には、当該資産が所在していた場所、②役務の提供である場合には、当該役務の提供が行われた場所、③電気通信利用役務の提供である場合には、当該役務の提供を受ける者の住所もしくは居所または本店もしくは主たる事務所の所在地、これらの場所がない場合は国外で行われたものとする、こととされている。③により、役務の提供を受ける者の住所把握の事務負担がかかる。

り、作成コストを伴う詳細な開示に賛同することは難しいとした。

IFRSのエンドースメント

手続

第36回IFRSのエンドースメント作業部会の審議(2017年9月20日号(No.1490)情報フラッシュ参照)を踏まえ、IFRS9号「金融商品」(2014年)、2017年6月末までに公表されている会計基準等について、検討が行われた。

いずれも、「削除または修正」の必要はないという事務局の提案に対し、反対意見は聞かれなかった。

作成者、監査人、利用者に対するアウトリーチで聞かれた意見を紹介する形で作られているが、カバー・ペーパー(鏡)では、主要な意見として次のようなものが見られている。

- (1) レベル3の公正価値測定の開示の有用性
すべての利用者から、レベル3の公正価値測定の開示は有用

- (2) 公正価値測定の開示の作成コスト
すべての作成者から、作成コストが最もかかるのは「期首残高から期末残高への調整表」であるとの意見が聞かれた。
- 監査人は、公正価値測定の四半期開示もコスト負担が大きい可能性があるとした。
- ある利用者は、作成コストは最終的に投資家の負担となるため、利用者の便益が明確でない限り、

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年 9月5日	コーポレートガバナンス・コードへの対応状況の集計結果(2017年7月14日時点)	東京証券取引所	本則市場上場会社が提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書に基づき、コーポレートガバナンス・コードへの対応状況を集計したもの。全73原則をコンプライしている会社は25.9%、9割以上の原則をコンプライしている会社は88.9%となっている。また、エクスプレイン率が最も高い原則は、補充原則1-2④(議決権電子行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳)で、55.8%。 http://www.jpx.co.jp/news/1020/20170905-01.html	—

長期金利がマイナスに転じた背景

金融

長期金利が低下している。新発日本国債10年物利回りは、9月上旬を終えた時点でマイナス0.015%となった。昨年マインス0.10%近くまで低下した後、9月に日銀が、金融緩和の「総括的な検証」を経てイーールドカーブ・コントロールを新たな金融政策手段として導入、11月にプラス圏に転じて以来のマイナスとなっている。

長期金利低下の理由は、いくつか考えられる。1つは朝鮮半島に関連する地政学リスクの高まりだ。こうした軍事的なリスクの高まりは、今年3月から4月にかけてもみられ、長期金利がゼロ近傍まで低下するという今回と同じ動きを示した。このときはマイナスに転じたことはなかったが、今回はそのときよりも低下幅が大きくマイナスに転じている。

もう1つは、世界的なデイスインフレである。欧州連合(EU)の8月の消費者物価指数は、コア指数でプラス1.2%に留まり、目標値の2%には遠く及ばない水準だ。欧州中央銀行(ECB)は、来年より現在の金融緩和策である資産買入れの縮小

に手を付ける予定で、その具体的な方法まで開示しているが、開始時期の遅れや縮小ペースを一層低下させる可能性を市場は見始めている。米連邦準備理事会(FRB)も、直近7月の個人消費支出(PCE)のコア指数は、前年同月比でプラス1.4%と低水準に留まっている。

日本は7月のコア指数でプラス0.5%だった。債券相場は、中長期的には物価変動との相関

北朝鮮リスクとはミサイル、核兵器による戦争勃発懸念といえようが、やはり核のほうがいんパクトが大きいようだ。注目されてきた北朝鮮の6回目の核実験は、9月3日に強行され、関係国の株価は打撃を受けた。そして、株価下落幅はまたしても日本市場が大きかった。市場では日本にとつてありがたくな

証券

世界景気の程よい上昇の意義

関係が強い。物価が上昇すれば利回りは上昇、物価が下落すれば利回りは低下する、といった関係だ。世界的な長期金利の低下傾向がみられるなかで、日本国債も長期ゾーンに買いが入り利回りが低下したと考えられる。したがって、低下傾向は当面持続すると考えられる。短期でマイナス金利政策、長期でイーールドカーブ・コントロールを実施する必要がある日銀には、イーールドカーブ上で2つの逆方向の調整が必要となり、微妙な舵取りが求められる局面となりそうだ。

事会が制裁を強化し、それに北朝鮮が強く反発するという繰り返しが続く。北朝鮮リスクはさらに拡大するかもしれないが、それでも今回の株価下落が案外、小幅に留まったのは世界経済の現状、見通しが悪くないからであろう。

今年の世界景気は堅調に推移してきており、各国企業の収益予想も順調である。問題山積とされる中国経済も、インフラ投資、不動産需要などがリードし、緩やかな成長が続いている。

年々低下を続けてきた経済成長率は今年、久方ぶりに前年実績を上回るのではないかと、という見方も出てきた。

世界景気が緩やかな上昇を続けている一方で、今のところ加速の気配がない(インフレが進行しない)ことは重要である。つまり、そうした状況は各国の金融政策の幅が広がり、株式市場に都合のよい環境になるからである。すなわち、先ごろまで景気回復でインフレ上昇が懸念され、アメリカを先頭にこれまでの金融緩和と政策を終了し、量的緩和の縮小、政策金利の引上げなど金融政策は引締め姿勢に移っていくという予想が一般的になっていた。

ところが、景気の過熱とは程遠い経済実勢は、金融市場で利上げに懐疑的な雰囲気を生み、すでに政策金利の引上げを実施した米市場では長期金利(国債利回り)が上昇しない、むしろ低下気味である。FRBは金利引上げを予告して政策金利を順次、引き上げてきたが、ここへきて今年中にとつて1回実施と公表してきた利上げに踏み切れるのか、疑問の声が高まってきた。株式市場は基本的に利上げを嫌う。景気と金利がこのような関係にあることは今後の北朝鮮リスクに対する抵抗力の強さを意味しよう。